

川崎市農業生産振興対策事業要綱

(令和 7 年 3 月 1 9 日市長決裁 6 川経農技第 5 4 2 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は営農意欲の強い農業経営者を確保し、生産緑地地区内及び市街化調整区域内に存する農地の高度利用及び多様な営農展開を促進することにより、農業経営の安定を推進するとともに、都市における農地等の適正な保全を図ることを目的とする。

(補助対象者の要件)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する市内の農地について使用収益権を有する農業経営体（農産物の生産を行うか若しくは委託を受けて農作業を行う個人経営体又は法人経営体をいう。）、農業経営体で組織された団体又は農業協同組合で、第 3 条各号に規定するいずれかの事業を実施するものを対象とする。ただし、第 3 条第 1 号エ又はオの事業を実施するものについては、事業開始前までに農地の使用収益権を有することが見込まれる農業経営体も含むものとする。

(1) 生産緑地地区内（特定生産緑地指定農地及び生産緑地地区の指定申出を行い指定見込の農地を含む。以下「生産緑地地区指定農地等」という。）

(2) 市街化調整区域内

2 前項の規定にかかわらず、川崎市暴力団排除条例第 8 条の規定に基づき、交付申請者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

(1) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの。

(3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの。

(対象事業)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するために、次に掲げる事業を補助対象事業とする。なお、詳細は別表に定める。

(1) 農業施設整備事業

ア 園芸施設等の設置

- イ 多目的防災網等の設置
- ウ 農産物加工施設等の設置
- エ 雇用就農促進のための園芸施設等の設置
- オ 新規就農促進のためのほ場整備

(2) 農業機械等整備事業

- ア 農業機械等の共同利用のための導入
- イ 予冷库・保冷库の設置
- ウ 農業用施設の改良
- エ 省エネルギー型加温設備等の導入
- オ 畜産経営に資する資機材の導入

(3) その他目的達成に必要な事業

(補助金の限度額と申請)

第4条 市長は前条の事業実施に必要な経費として、別表の規定に基づき予算の範囲内で補助するものとする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、川崎市農業生産振興対策事業補助金交付申請書（第1号様式）及び誓約書兼同意書（第1号様式の2）に別表に定める書類を添えて別に定める期間までに市長に提出しなければならない。

3の2 前項の補助金交付申請の名義は個人経営体にあつては世帯員のうち補助対象物件を取得する者、法人経営体にあつては代表権を有する者とする。

4 補助金等の交付申請額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等の金額が1件あたり1,000,000円を超えるものがある場合は、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴収し難い事由がある場合は、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第2号様式）を提出するものとし、市内中小企業者以外のみ、又は含めた上での入札又は原則として2者以上の見積りの徴収を行うものとする。

5 前項の規定に該当し、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第3号様式）を提出させるものとする。ただし、見積書を徴収した者が次の各号のいずれかに該当する場合は誓約書の提出を要さない。

(1) 川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者

(2) 補助金の交付申請者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者（補助金交付の決定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、必要な調査を行い、適正と認めたものについては、補助金の交付を決定し、川崎市農業生産振興対策事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第6条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付を受けるまでに第2条第1項に定める要件を欠くことになったとき。

(4) 第2条第2項の規定に該当するとき。

(5) 生産緑地地区指定農地等の指定申出中に交付決定を受けたが、補助事業実施年度内に指定されなかったとき。

(6) 第4条又は第8条の規定に違反したとき。

(7) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

（事業の変更又は廃止）

第7条 補助事業者は事業を変更又は廃止するときは、あらかじめ、川崎市農業生産振興対策事業補助金交付変更申請書（第5号様式）により申請し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、変更又は廃止を承認したときは、川

崎市農業生産振興対策事業補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（完成届）

第7条の2 補助事業者は工事にあつては完成、資材の購入にあつては納品後、発注者検査を行い、合格後、補助対象物件が引き渡された時は速やかに完成届（第6号様式の2）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは速やかに川崎市農業生産振興対策事業実績報告書（第7号様式）に別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第4条第4項の規定に該当した場合、川崎市農業生産振興対策事業発注実績報告書（第8号様式）を前項の実績報告書とともに提出しなければならない。なお、当該発注実績報告書には、記載されている発注実績に関する証拠書類等を添付するものとする。

（補助金額の確定）

第9条 市長は、実績報告書の提出を受けた後、速やかにその内容を審査し、適正であると認められるときは、補助金額を確定し、川崎市農業生産振興対策事業補助金の確定について（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助事業者は、前条の確定通知書を受領した後、速やかに市長に補助金の適正な請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（警察への照会）

第11条 市長は、必要に応じ補助申請者が、第2条第2項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

（県の間接補助）

第12条 補助対象事業について、神奈川県スマート農業推進事業の補助対象となり、かつ補助申請者が当事業の活用を希望する場合（本市に補助金の配分が確実なもの

として指示したものに限る。)は、補助申請者は当該事業の申請に必要な書類を市長に提出しなければならない。なお、補助事業者は県の規定する交付条件等も遵守することとする。

(情報通信技術を使用した申請等)

第12条の2 情報通信技術を使用して申請等(申請、届出又は報告をいう。)する場合は、第1号様式の2(誓約書兼同意書)を除き、様式を用いずにインターネットに接続したパーソナルコンピュータ等で実行されているブラウザ上の別に定める入力フォームに様式の記載事項を入力し送信することで申請等を行うことができる。

2 前項の方法により申請等を行う場合、第1号様式の2(誓約書兼同意書)は持参又は郵送により提出するものとする。

(その他必要事項)

第13条 その他定めのない事項は、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年規則第7号)によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年3月31日から施行する。

(経過の措置)

1 昭和49年11月7日制定の川崎市農業生産緑地設置事業要綱は平成5年3月31日に廃止とする。ただし、旧要綱に基づき認可を受けた事業については、本要綱に引き継ぐものとする。

2 平成4年4月1日以降に事業の認可を受けた事業のうち、第3条の(8)については、承認日に遡って本要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成8年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1 農業施設整備事業

補助対象	補助対象の基準	経 費	補助率	提出書類
ア 園芸施設等の設置	農業経営者又は農業経営者で組織された団体がそ菜・花きの栽培又はしいたけ等の原木育成等を行うための鉄骨造の園芸施設等（温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設でその全体が被覆されているプラスチックハウス及びガラス室並びにしいたけ等の育成舎をいう。）を設置するもので、設置面積が原則として100平方メートル以上のものであること。 また、設置場所が生産緑地地区内又は市街化調整区域内にあること。	・園芸施設等の設置に要する経費 ・複合環境制御装置等または省エネルギー型加温設備の設置を同時に行う場合はその経費（いずれも消費税相当額を除く。） ※既存施設の撤去を伴うものにあつては撤去に要する経費を除く。	30 パーセント以内 ※第12条に規定する制度が活用できる場合、当該制度に基づく補助額を合算したうえで執行することができる。	交付申請時 ・位置図 ・公図の写し ・見積書の写し ・図面 実績報告時 ・領収書等の写し
イ 多目的防災網等の設置	農業経営者又は農業経営者で組織された団体が気象等による農作物への被害を防ぐための防災網、野鳥による食害等を防ぐための防鳥網、又は農薬飛散防止のための防薬網等を新規設置するものであること。 また、設置場所が生産緑地地区内又は市街化調整区域内にあること。	多目的防災網等の設置に要する経費（消費税相当額を除く。） ※既存施設の撤去を伴うものにあつては撤去に要する経費を除く。	20 パーセント以内	交付申請時 ・位置図 ・見積書の写し 実績報告時 ・領収書等の写し
ウ 農産物加工施設等の設置	農業経営者又は農業経営者で組織された団体が、立地環境を活かして多様な営農展開の推進及び都市農業経営の安定化を図るため、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第2項第2号に掲げる施設で国土交通省令に定める基準に適合したものを、生産緑地地区内を含む土地に設置するものであること。	施設及び当該施設に付随する設備等の設置に要する経費（消費税相当額を除く。） ※既存施設の撤去を伴うものにあつては撤去に要する経費を除く。	30 パーセント以内	交付申請時 ・位置図 ・公図の写し ・見積書の写し ・図面 実績報告時 ・領収書等の写し

補助対象	補助対象の基準	経 費	補助率	提出書類
エ 雇用就農促進のための園芸施設等の設置	農業法人が、園芸施設等を設置し、新たに農作業に従事する者（農業法人の代表者の親族（3親等以内）でない者）を雇用するもので、設置面積が原則として100平方メートル以上のものであること。 また、設置場所が生産緑地地区内又は市街化調整区域内にあること。	園芸施設等の設置（施設の設置に必要なほ場の整備を含む）及び省エネルギー装置の設置に要する経費（消費税相当額を除く。） ※既存施設の撤去を伴うものにあっては撤去に要する経費を除く。ただし、農業法人の代表者の親族でない者から新たに農地の使用収益権を取得して実施する場合はこの限りではない。	50 パーセント以内 ※第12条に規定する制度が活用できる場合、当該制度に基づく補助額を合算したうえで執行することができる。	交付申請時 ・位置図 ・公図の写し ・見積書の写し ・図面 ・雇用計画書（第1号様式の3） 実績報告時 ・領収書等の写し 雇用時 ・雇用したことを証する書面
オ 新規就農促進のためのほ場整備	本市認定新規就農者又は認定新規就農者となることが見込まれる者が、親族（3親等以内）でない者から新たに農地を借り受けて、既存施設の撤去、樹木の伐採、耕うん、接道を確保するための整地を行い、農業を開始し、開始後最低5年間継続するものであること。 また、設置場所が生産緑地地区内又は市街化調整区域内にあること。	ほ場の整備に要する経費（消費税相当額を除く。）	50 パーセント以内	交付申請時 ・位置図 ・見積書の写し ・営農計画書 ・認定新規就農者であることを証する書面 実績報告時 ・領収書等の写し

2 農業機械等整備事業

補助対象	補助対象の基準	経 費	補助率	提出書類
ア 農業機械等の共同利用のための導入	3 戸以上の農業経営者で組織された団体が、農業機械等の効率利用を図るため共同で導入し、この管理運営が行われる見込みがあること。	農業機械等の導入経費（設置費を含む。消費税相当額を除く。）	40 パーセント以内 ※第 12 条に規定する制度が活用できる場合、当該制度に基づく補助額を合算したうえで執行することができる。	交付申請時 ・位置図 ・見積書の写し ・カタログ ・団体規約 ・管理規程 実績報告時 ・領収書等の写し
イ 予冷庫・保冷庫の設置	農業経営者又は農業経営者で組織された団体が予冷庫・保冷庫を導入し、この管理運営が行われる見込みであること。	機械、施設の導入経費（設置費を含む。消費税相当額を除く。）	40 パーセント以内	交付申請時 ・位置図 ・見積書の写し ・カタログ 実績報告時 ・領収書等の写し
ウ 農業用施設の改良	農業経営者又は農業経営者で組織された団体が生産施設（農舎、ハウス、畜舎、果樹棚等）の改良等、農業経営の効率化のために農業用資材等を購入するものであること。	農業用資材等の購入経費（工事・設置費及び消費税相当額を除く。）	20 パーセント以内 ※第 12 条に規定する制度が活用できる場合、当該制度に基づく補助額を合算したうえで執行することができる。	交付申請時 ・位置図 ・見積書の写し ・カタログ 実績報告時 ・領収書等の写し

補助対象	補助対象の基準	経 費	補助率	提出書類
エ 省エネルギー型加温設備等の導入	施設園芸を営む農業経営者（法人である農業経営体を含む。）が省エネルギー型加温設備等を導入すること。 【対象設備例】 ・ヒートポンプを用いた加温設備 ・排熱回収装置を用いた加温設備 ・燃料電池 ・局所暖房 ・太陽熱温水器 ・蓄熱槽	省エネルギー型加温設備等の購入経費（設置費及び消費税相当額を除く）	50 パーセント以内 ※第 12 条に規定する制度が活用できる場合、当該制度に基づく補助額を合算したうえで執行することができる。	交付申請時 ・位置図 ・見積書の写し ・カタログ 実績報告時 ・領収書等の写し
オ 畜産経営に資する資材・機器等の導入	畜産業を営む農業経営者（法人である農業経営体を含む。）が生産性向上及び家畜伝染病予防に資する資材・機器等を導入すること。 【具体的な事業対象の例】 （生産）給餌機、洗卵・選別機、畜産環境モニタリングシステム、哺乳・搾乳ロボット等 （消毒）自動噴霧器（高圧洗浄機、動力噴霧器等）、農場並びに衛生管理区域入退場時の消毒設備 （侵入防止）防鳥網、防虫及び防鼠機器 【事業対象とみなさないもの】 ・農場の衛生管理上、通常具備すべき被服及び消耗品並びに薬品等の購入費用 ・資機材のリース	畜産用資材・機器等の購入経費（設置費及び消費税相当額を除く。）	50 パーセント以内 ※第 12 条に規定する制度が活用できる場合、当該制度に基づく補助額を合算したうえで執行することができる。	交付申請時 ・位置図 ・見積書の写し ・カタログ 実績報告時 ・領収書等の写し

3 その他目的達成に必要な事業

補助対象	補助対象の基準	経 費	補助率	提出書類
その他目的達成に必要な事業	農業協同組合若しくは農業経営者で組織された団体又は農業経営者が行う事業で、第1条の目的達成に必要な事業であること。	事業に要する経費（消費税相当額を除く。）	予算の範囲内	

備考：提出書類の欄中、「見積書の写し」について、農業協同組合法に基づく農業協同組合又は全国農業協同組合連合会（以下「農業協同組合等」という。）が行う共同購買事業により農業協同組合の組合員が供給を受ける場合は「協同組合等の見積書の写し」と読み替えるものとする。その場合、共同購買事業による調達であること及び農業協同組合等が調達する相手方を記載するものとする。